

## 【新型コロナウイルス関連情報】

### オミクロン変異株の感染拡大を受けた追加的な行動制限措置等の発表（12月17日） （12月17日発出領事メール）

12月17日夕刻、マーティン首相は演説を行い、欧州中でオミクロン変異株の感染が爆発的に拡大する中、国家公衆衛生緊急チーム（NPHET）の強い助言を受け入れ、12月20日（日曜日の深夜）から追加的な新たな行動制限措置を施行する等発表しました。同発表（17日20時時点版）の概要は取り急ぎ以下のとおりです。

なお、本件措置の施行期間については、マーティン首相の演説では、「この日曜日から年明け1月30日まで」と述べましたが、政府ウェブサイト発表（17日20時時点版）では上記のとおり「12月20日から」となっております。

また、今回発表された内容の詳細については、政府ウェブサイト上で順次追加等されるのが通例となっております。最新情報については以下3の政府ウェブサイトから参照可能です。

在留邦人及びアイルランド滞在中の邦人の皆様におかれては、最新情報の入手に努め、引き続き感染予防に努めてください。

#### 1 行動制限

- 全てのレストラン及びバーは、午後8時に閉店しなければならない（テイクアウトまたは配達サービスを除く）。
- 午後8時以降の屋内イベントは不可。
- それより早い時間に予定されている屋内イベントの出席者数は、会場定員の50%または1,000人のいずれか少ない方に制限されるべき。
- 全ての屋外イベントの出席者数は、会場定員の50%または5,000人のいずれか少ない方に制限されるべき。
- 結婚披露宴は午後8時以降も開催可能だが、定員は100名とする。
- 全ての濃厚接触者に対する行動制限に関する助言が強化される。1週間前以前に3回目のワクチン接種を受けた人は、5日間行動を制限し、3回の抗原検査を受検しなければならない。
- （濃厚接触者のうち）3回目のワクチンが未接種の場合、10日間行動を制限しなければならない。HSEは、このカテゴリーの人に最適な検査体制を検討する。

#### 2 国際渡航

- 海外から入国する全ての人は、引き続き、ワクチン接種または（コロナウイルス感染後の）回復の状況に応じ、抗原検査またはPCR検査（の陰性結果の提示）が求められる。

●アイルランドに到着する全ての乗客に対し、到着日から5日間連続して、毎日抗原検査を実施するよう勧告する。

●「緊急ブレーキ」が適用されている指定国に特有の制限については、EU全体の考え方に沿って調整される。

3 今回の新たな措置の発表についての詳細は、以下の政府ウェブサイトを参照。

(1) 12月17日に発表された新たな措置の概要

<https://www.gov.ie/en/publication/4174f-new-public-health-measures-announced-friday-17-december/>

(2) 12月17日のマーティン首相の演説全文

<https://www.gov.ie/en/speech/3d698-address-to-the-nation-by-taoiseach-micheal-martin-friday-17-december/>

4 新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当館のウェブサイト>

[https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00004.html](https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html)

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www>

<政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

5 新型コロナウイルスに関連する風評被害を受けた場合、また、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

住所：Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号（代表）：01-202-8300

E-mail（領事班）：[consular@ir.mofa.go.jp](mailto:consular@ir.mofa.go.jp)